

## 京丹後市火災予防条例の一部改正の概要

### 1 趣旨

近年の住宅火災による死者数の増加に伴い、昨年6月に消防法が改正され、死者を減少させることを目的として、新築住宅又は既存住宅を問わず住宅の用途に供される建物について、住宅用火災警報器等を設置し、維持しなければならないとされました。

改正消防法は、平成18年6月1日から施行されますが、住宅用火災警報器等の設置及び維持に関する基準並びに既存住宅への適用時期等については市町村条例で定めるところとされたため当市の火災予防条例の一部改正をしようとするものです。

### 2 意見募集事項

#### (1) 住宅用火災警報器等の設置を「台所」にも義務付けることについて

国の基準では、住宅用火災警報器等の設置を義務付けている場所は、逃げ遅れによる焼死者を防止することを主たる目的としていることから、就寝中でもいち早く火災の発生を知ることができるよう「寝室」及び「階段」となっています。また、「台所」については、設置するよう努めるべき場所としています。

京丹後市内における火災発生状況をみると、天ぷらなべ火災、コンロ火災など、台所からの火災が毎年多く発生しており、また、負傷者が発生する割合も高くなっています。

このため、当市では万一火災が発生しても早期に発見でき、被害を最小限度にとどめることができること、また京都府消防長会でも設置指針が示されたことから、「台所」にも住宅用火災警報器の設置を義務付けることとし安心、安全のまちづくりに貢献しようとするものです。

#### (2) 既存住宅への猶予期間を5年とすることについて

国では、既存住宅への設置の義務付けを開始する日については、広報活動による住民の認識の高まりや、機器の普及体制の整備状況などを考慮して、最終的に市町村で判断して、新築住宅に適用される平成18年6月1日から2年、遅くとも5年後までにその適用時期を条例で定めることとしています。

当市では、既存住宅に住宅用火災警報器等の設置を義務とするのは、市民の理解

を図る、機器の普及状況など十分な準備期間を考慮して、平成23年6月1日まで5年の猶予期間を設けてから適用する予定です。

ただし、その期限にかかわらず、できるだけ早い時期に設置されるよう普及促進を図ります。

### 3 施行期日について

平成18年6月1日      ただし、既存住宅については平成23年6月1日